

介護支援専門員証有効期間更新申請書

(主任介護支援専門員更新研修を修了した後の更新に伴う介護支援専門員証の交付申請)

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号 (〒 -)

住 所

氏 名 (自署の場合は押印省略可)

電話番号 (- -) ※日中連絡が取れる電話番号をご記入ください

介護保険法第69条の8第1項及び介護保険法施行規則第113条の26の規定により、次のとおり介護支援専門員証の有効期間の更新を申請します。

Application form table with fields for name, address, registration number, and renewal details.

Attachment list table with categories like '共通' and '初めて主任更新される場合'.

※ 更新申請は、有効期間満了日の1年前から受け付けます。
※ 介護支援専門員証を紛失した場合は、その旨を欄外に記載してください。

(参考)

※本資料を更新申請書に添付していただく必要はありません。

<主任介護支援専門員と介護支援専門員証の有効期間について>

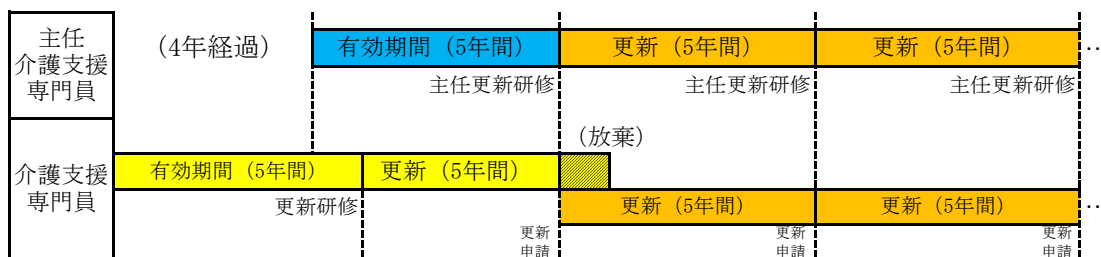
主任介護支援専門員と介護支援専門員証の有効期間は、原則として主任介護支援専門員の有効期間に揃えることとなっています。しかし、本人の希望により、有効期間を揃えない取扱いも可能です。この有効期間を揃えないようにするための申出を「特段の申出」と言います。

本県では、「希望する（原則どおり）」を選択した場合には、「特段の申出なし」として有効期間を揃えることとし、「希望しない（それぞれを5年ずつ更新）」を選択した場合には、「特段の申出あり」として有効期間を揃えないでそれぞれ更新するものとして取扱います。

なお、「希望する」を選択した場合でも、下記②のように「揃えることが困難」な場合があります。その場合、今回の申請で有効期間を揃えることはできませんので、本人の意思にかかわらず、それぞれを5年ずつ更新する取扱いとなります。ご注意ください。

■「希望する（原則どおり）」を選択する場合の有効期間

※2つの有効期間はすでに揃えてある、もしくは今回の申請で揃える方が選択してください。

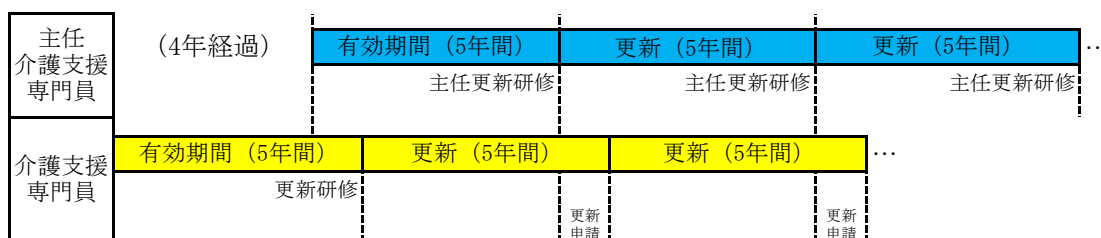


↑ここで「揃えて交付することを希望する」を選択すると有効期間はオレンジの帯の通りになります。

■「希望しない（それぞれを5年ずつ更新）」を選択する場合の有効期間

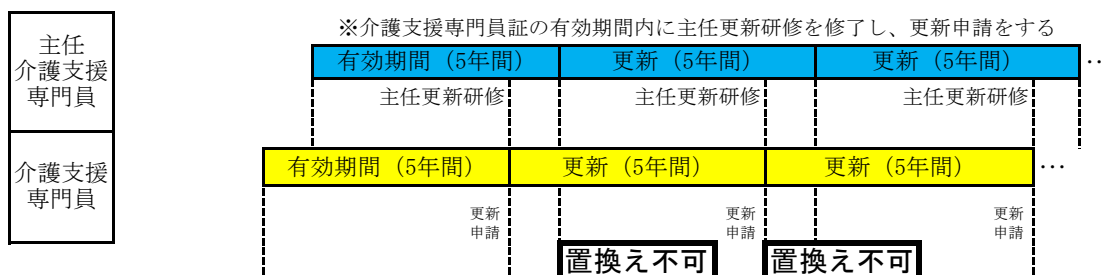
※以下の①・②に該当する方が選択してください。

①それぞれの有効期間を5年ごとに更新したい方



↑主任更新研修修了後、介護支援専門員証の有効期間内に更新申請します。

②介護支援専門員の有効期間が主任介護支援専門員の有効期間より早い場合、有効期間を揃えることが困難になります。その場合、本人の意思にかかわらず、それぞれの有効期間を5年ごとに更新することになります。



↑主任介護支援専門員の有効期間より介護支援専門員証の有効期間の方が先に期限が切れるため、有効期間を揃えることができません。